



# 119情報

区連会 4月定例会  
令和8年 4月21日  
都筑消防署

## ■ 区内の火災状況 ※焼損面積は1㎡を満たさない場合は切り捨てて表示しています。 都筑消防署

区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		3月	累計	3月	累計	
火災件数 (件)		3	13	3	11	2
火災種別	建物火災 (件)	2	9	2	4	5
	車両火災 (件)	0	1	1	3	△2
	その他の火災 (件)	1	3	0	4	△1
焼損面積 (㎡)		0	255	0	99	156
死者 (人)		0	0	0	0	0

【3月中3件】 9日 大榎町 その他火災  
21日 川向町 建物火災  
25日 池辺町 建物火災

## ■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119



区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		3月	累計	3月	累計	
救急件数 (件)		856	2,617	920	2,717	△100
救急種別	急病 (件)	588	1,828	647	1,954	△126
	交通事故 (件)	61	130	43	104	26
	一般負傷 (件)	160	497	174	487	10
	その他 (件)	47	162	56	172	△10

※ 数値は速報値のため、変更になる場合があります。

## ※ 昨年 の都筑区内の出火原因

※令和7年速報値

1	放火	12件	↑ 前年比9件
2	電気機器	6件	↑ 前年比5件
3	タバコ	4件	→ 同数値



住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換 をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は  
都筑消防署  
までお問合せください

☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

# 放火



## 令和8年度 特に気をつけたい火災

### 放火

- ・ 燃えやすい物（段ボールやゴミ袋等）を家の周囲に置かない
- ・ 可燃ごみを前日の夜に出さない

### 電気機器

- ・ PSEマークの製品を使用する
- ・ モバイルバッテリーは膨張していたらただちに使用停止！



## 電気機器

## 初期消火器具整備費用の一部補助について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

### 2 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 取扱いに関する訓練等を定期的実施できる。

### 3 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、お住いの区の消防署所にご提出をお願いします。

※申請書は横浜市ウェブサイトからのダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○二次元コード



裏 面 あ り

#### 4 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加しています。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合</u>	<u>初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

※都筑区内に重点対策地域ありません。

#### 5 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について

要綱の改正を行い、令和8年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。

一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、ご確認いただきますようお願いいたします。

- (1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

- (2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。

#### 6 お問い合わせ先

申請要件や書類等のお問い合わせは、都筑消防署総務・予防課予防係までご連絡ください。

都筑消防署 総務・予防課 予防係 担当 大場、井澤 電話/FAX 045-945-0119 メール <a href="mailto:sy-tsuzuki-sy@city.yokohama.lg.jp">sy-tsuzuki-sy@city.yokohama.lg.jp</a>
---



## スポーツ協会レポート

発行 都筑区スポーツ協会  
〒224-0053  
横浜市都筑区池辺町  
2973-1  
都筑スポーツセンター内  
TEL/FAX 045-949-1654

## 令和8年度都筑区スポーツ協会行事予定表 (野球、剣道、バレーボール、ソフトボール、バドミントン)

	日程	行事名	日程	行事名
野球	3月～5月 4月～7月 〃	春季少年野球大会 区民軟式野球大会(春季) マスターズ春季大会	8月～11月 〃 9月～11月	区民軟式野球大会(秋季) マスターズ秋季大会 秋季少年野球大会
	連絡先	野球協会 理事長 吉野寿次 090-3043-8916 少年野球連盟 事務局 志田政明 090-2400-2406		
剣道	4月上旬 〃 8月下旬 9月上旬 〃 9月23日 10月上旬	剣道形講習会及び 剣道規則講習会(審判技術含む) 小学生以下級審査 木刀による剣道基本稽古法講習会 剣道規則講習会(審判技術含む) 都筑区剣道選手権大会 中学生以上級審査会	11月下旬 〃 12月上旬 〃 R9/1月下旬 3月21日 毎月	剣道形講習会及び 剣道規則講習会(審判技術含む) 木刀による剣道基本稽古法講習会 剣道規則講習会(審判技術含む) 中学生以上級審査会 都筑区剣道大会 合同稽古
	連絡先	剣道連盟会長 城田 政春 連絡先 林 080-2264-5057		
バレーボール	5月10日 6月7日 7月5日 9月13日	リーグ開幕戦 協会大会 審判研修会 秋季大会	11月22日 R9/1月17日 2月21日 3月7日	審判講習会 睦月交流会 審判研修会 はなみずき大会
	連絡先	バレーボール協会 事務局 井上佳代子 090-5791-4921		
ソフトボール	3月～11月 〃 〃	区民大会 一般、壮年、シニア、 スーパーシニアの部	6月 7月 R9/2月	JA 横浜青壮年部大会 南部地区大会 新春のつどい
	連絡先	ソフトボール協会 会長兼理事長 岩岡 090-3316-5446 協会ホームページ <a href="http://tsa.nset.ne.jp/soft/">http://tsa.nset.ne.jp/soft/</a>		
バドミントン	4月19日 5月24日 7月26日	区民大会(混合ダブルス) 区民大会(団体戦) 区民大会(ダブルス)	11月8日 12月20日 R9/2月7日	区民大会(年齢別ダブルス) 区民大会(団体戦) 区民大会(シングルス)
	連絡先	バドミントン協会 事務局 持増 (もちます) 090-2677-3760 協会ホームページ <a href="https://www.tsuzuki-badminton.org/">https://www.tsuzuki-badminton.org/</a>		
卓球、テニス、サッカー、インディアカは次ページに記載しています				

なお、都合により日程・会場等を変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、「広報よこはま都筑版」などにも掲載される場合がございますので、そちらもご覧ください。

都筑区スポーツ協会は、区民スポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図ります。

## 令和8年度都筑区スポーツ協会行事予定表 (卓球、テニス、サッカー、インディアカ)

	日 程	行 事 名	日 程	行 事 名
卓 球	4月26日 6月21日 8月9日	区民大会団体戦 区民大会団体戦 区民大会個人戦	10月18日 12月6日 R9/1月24日	区民大会団体戦 区民大会団体戦 区民大会団体戦
	連絡先	卓球協会事務局 武田 045-595-0501		
テ ニ ス	6月 7月 8月 8月～10月	ワンデー・ミックスダブルス大会 ジュニア大会 団体戦 ダブルス大会	12月 R9/1月～3月 3月	ワンデー・ミックスダブルス大会 シングルス大会 ジュニア大会
	連絡先	テニス協会 会長 新井 協会メールアドレス tudukittennis@gmail.com 協会ホームページ <a href="https://sites.google.com/view/tudukitennis/">https://sites.google.com/view/tudukitennis/</a>		
サ ッ カ ー	4月 5月～9月 " 6月 7月 9月～12月	(少年委員会) 横浜 F. マリス杯(横浜 18 区選抜大会) 都筑区長杯争奪戦(U8・U10・U12) 横浜 U11 選抜大会都筑区予選(5年生) 横浜市北部選抜大会(少年) 若葉台カップ(都筑区選抜チーム) 都筑区会長杯争奪戦(U8・U10・U12)	10月 R9/1月～2月 " 2月～3月 周 年	横浜市北部選抜大会(少女) 日産スタジアム杯 (少年・少女選抜チーム) 都筑区トレセン壮行大会 卒部大会 都筑区スポーツ協会事業に協力参加
	連絡先	サッカー連盟 会 長 小林 045-941-3386 少年委員会 事務局長 鈴木 090-2630-5290		
インディアカ	7月5日 8月23日	区民大会 交流大会	11月22日 R9/2月21日	区民大会
	連絡先	インディアカ協会 会長 加藤 正美 090-3694-0987		

## 全国大会出場おめでとうございます。

都筑区スポーツ協会の学校スポーツ振興基金は、優れた成績（全国レベル）を取めた中学校のスポーツ競技者の方々へ支援を行う制度です。令和7年度は、以下の皆様に支援させていただきました。

### 柔 道

#### 第56回全国中学校柔道大会

東山田中学校 佐藤 夢さん 女子個人戦 48kg級 5位

### 剣 道

#### 第55回中学校剣道大会

都田中学校 笠井 新太さん 男子個人ベスト 16位

### 陸 上

#### 第52回全国中学校陸上選手権大会

東山田中学校 多田 大海さん 男子 800m 予選

茅ヶ崎中学校 石渡 遼汰さん 男子 400m 予選

早渕中学校 東郷 帆夏さん 女子 100m 予選

### ス キ ー

#### 第63回全国中学校スキー大会

川和中学校 古川 さくらさん 女子大回転出場

" 女子回転出場

弦巻 魁良さん 男子回転出場

### ダ ンス

#### 第14回日本中学校ダンス部選手権 DANCE STADIUM 全国決勝大会

早渕中学校 吉田 紅遥さん 神田 桃那さん 大橋 妃奈子さん 島崎 空良さん 中村 季愛さん 大木 愛梨さん

" 上堀 伶菜さん 中辻くるるさん 堀岡 荘乃さん 秋元 瑠衣さん 山本 萌菜美さん 尾形 結彩さん  
他 28名

# 「第31回都筑区スポーツ人のつどい」

## 都筑区スポーツ協会創立30周年記念式典

都筑区内における地域スポーツ活動を支える方々の表彰と交流の場である「都筑区スポーツ人の集い」が、令和8年2月14日（土）、新横浜グレイスホテルにて開催されました。今回は都筑区スポーツ協会創立30周年記念式典・祝賀会としての開催となりました。当日は都筑区長をはじめ区内選出議員の皆様、横浜市スポーツ協会、ならびに各団体の皆様にご来賓としてご出席を賜り、平素よりスポーツ協会を応援して下さる皆様と懇親を深めました。

祝賀会に先立ち表彰式が執り行われ、横浜市スポーツ協会の山口会長より「横浜市スポーツ功労賞」（1名）、「横浜スポーツ普及功労賞」（2名）が授与されました。続いて、「都筑区スポーツ協会功労賞」（8名）、「都筑区スポーツ協会普及賞」（14名）の表彰が行われました。また、30周年記念表彰として、佐々田区長より「スポーツ栄誉賞」（3名）、吉野会長より「特別功労賞」（7名）および「特別賞」（2名）が授与されました。（受賞者の敬称略）

### 受賞者の皆様



第五代会長 村田輝雄



第六代会長 岩嶋伸幸



副会長 黒崎二男

### ■スポーツ栄誉賞

村田 輝雄 都筑区スポーツ協会第五代会長 岩嶋 伸幸 都筑区スポーツ協会第六代会長  
黒崎 二男 都筑区スポーツ協会創立より副会長・事務局長

### ■特別功労賞

加藤 豊 (社)横浜北工業会副会長  
中山 敏明 かちだ連合自治会会長  
辻田 むつ代 新栄早瀬連合町内会会長  
栗原 克人 都筑区ソフトボール協会副会長  
座間 伸一 都筑区インディアカ協会相談役  
持増 信昭 都筑区バドミントン協会副会長  
鈴木 信之 都筑区サッカー連盟少年委員会事務局長

### ■特別賞

黒崎 二男 (バドミントン協会)  
○第39回全日本シニアバドミントン選手権大会  
・種目：80歳以上男子シングルス→成績：優勝  
○第40回全日本シニアバドミントン選手権大会  
・種目：80歳以上混合ダブルス→成績：優勝  
○第41回全日本シニアバドミントン選手権大会  
・種目：80歳以上男子ダブルス→成績：優勝  
男全 瞳 (バドミントン協会)  
○第41回全日本シニアバドミントン選手権大会  
・種目：30歳以上混合ダブルス→成績：優勝

### ■横浜スポーツ表彰 スポーツ功労賞

鈴木 信之 (サッカー連盟)

### ■横浜スポーツ普及功労賞

中沢 卓司 (剣道連盟)  
平野 紀子 (バレーボール協会)

### ■都筑区スポーツ協会 功労賞

宮迫 弘 (野球協会)  
川崎 真吾 (剣道連盟)  
飯塚 真由美 (バレーボール協会)  
伊藤 深雪 (バドミントン協会)  
工藤 健哉 (卓球協会)  
白井 ゆみ (テニス協会)  
内川 慶 (サッカー連盟)  
田中 裕子 (インディアカ協会)

### ■都筑区スポーツ協会 普及賞

森 勇治 (野球協会)  
佐々木 奈緒 (剣道連盟)  
田中 寛顕 (剣道連盟)  
安部 祐香 (バレーボール協会)  
朝村 万里子 (バレーボール協会)  
上家 英之 (ソフトボール協会)  
播川 加奈子 (バドミントン協会)  
横田 希 (バドミントン協会)  
吉原 真理子 (卓球協会)  
山田 文夫 (テニス協会)  
佐目 祥昭 (サッカー連盟)  
杉山 宏 (ゲートボール連合)  
星 裕介 (インディアカ協会)  
平出 学 (インディアカ協会)

## 専門部紹介

### 野球協会

都筑区野球協会では成人の区民野球大会を春季・秋季の年二回、Aクラス・Bクラス・マスターズクラスの3クラスにて大会を運営しております。

区民野球大会が長年に渡って開催出来ますことは、関係各位のご協力と皆様方の野球を愛する気持ちが健全である証です。少年の部では川和シャークスが春・秋の全クラスで優勝となり、高円宮賜杯大会で全国大会出場を果たしました。また、市大会「各区選抜大会」では全チームからセレクションで選出された選手で臨み、優勝となりました。



区民野球大会

#### 【成人の部】

◎第61回大会（令和7年春季大会）優勝チーム

Aクラス 川和球友会 Bクラス Red Hot Trunks マスターズクラス デイアブロスS

◎第62回大会（令和7年秋季大会）優勝チーム

Aクラス Central Park Bクラス Blue Wings-G マスターズクラス MSE マリナズ

#### 【少年の部】

第61、62回大会（令和7年春秋季大会）優勝チーム

川和シャークス（A・B、教育リーグ、ティーパール）



少年野球大会

### 剣道連盟

【都筑警察署少年剣士会】

～剣道を通じて心健やかな成長を～

私たちは、警察署道場という身の引き締まる環境で、技術向上のみならず、青少年の健全育成を掲げ、武道特有の「礼に始まり礼に終わる」という礼儀作法や「打って反省、打たれて感謝」など他者への感謝の気持ちを育てる場として、幼児から中学生が切磋琢磨しながら剣道を楽しんでいます。コロナ禍により活動に制限がかかっていましたが、2025年2月によりやく道場での稽古が再会し、大会や段・級審査に向けて稽古が活発になり、竹刀の音が響き渡り子どもたちの元気な声が戻ってきました。初心者体験も随時対応していますので、お気軽にご連絡ください。



支部名	代表者名	連絡先	活動場所	活動曜日
都田剣友会	三浦 治	<a href="https://tsudakenyukai.wixsite.com/home">https://tsudakenyukai.wixsite.com/home</a>	都田小学校 茅ヶ崎台小学校 川和東小学校	水 日 日・火
都筑警察署少年剣士会	都筑警察署	045-949-0110 生活安全課	都筑警察署	土
川和剣士会	柳下俊明	<a href="https://kawawakenshi.wixsite.com/kawawakenshi">https://kawawakenshi.wixsite.com/kawawakenshi</a>	妙蓮寺釈迦堂	水・金・日
佐江戸剣友会	青木昌弘	<a href="https://tsuzuki-ku.net/saedo">https://tsuzuki-ku.net/saedo</a>	都田西小学校	木・土



### バレーボール協会

今年度、都筑区バレーボール協会は、都筑スポーツセンターでのリーグ開幕戦を始め、協会大会・秋季大会・睦月交流会・はなみずき大会・審判研修会などを行いました。

リーグ戦は全9チームの総当たり戦で、各チームの練習している小学校を会場に36試合を行いました。今年度の優勝チームは「オーリーブ」でした。

各チームは個人的な技術の向上や、チームワーク力を高める為に日々の練習に取り組んで頑張っています。

バレーボールに興味がある方、経験の有無を問わずバレーボールをする場所を探している方ぜひ一度見学にいらっしやいませんか？

お住いの近くでの練習場所や練習日等、お気軽に事務局へお問い合わせください。どのチームも一緒にバレーボールをやられる方を、心よりお待ちしております。



## ソフトボール協会



「都筑区ソフトボール協会では、年間を通して区民大会を開催しています。大会は、一般、壮年、シニア、スーパーシニアの部でわけて開催され、一般の部は1部・2部に分けた2部制で、大会は全27チームがリーグ戦、リーグ戦とトーナメント戦の併用で開催しています。

また、中学校及び高等学校などの大会や練習試合にも協会傘下の審判部から審判員を派遣することによって青少年におけるソフトボール普及及び技術向上を図っております。

また、協会所属のチームが区民大会に限らず横浜市大会にも出場しており、協会では区内外共に積極的な活動を後押ししております。四区(緑、港北、青葉、都筑)大会も昨年度より再開しました。本年度は、残念ながら雨天の為、開催できませんでしたが、他区との交流も行っています。



区民大会壮年優勝チーム



区民大会スーパーシニア優勝チーム

## バドミントン協会

バドミントン協会は競技の普及とレベルアップを目指して活動しています。

### ■バドミントン教室

競技経験のない方やブランクのある方、レベルアップを目指す方へ、都筑スポーツセンターでバドミントン教室を開催しています。基本的な打ち方からゲーム形式まで、レベルごとに協会員の講師が指導しています。

### ■区民大会

実力を試したい方へ、令和7年度は個人戦、団体戦の計5大会を都筑スポーツセンターで開催しました。こちらも実力別にクラス分けして実施しています。どんなレベルなの?とお思いでしたら、会場で直にご覧ください。参加者から各クラブの様子を聞くこともできると思います。今年度は表紙に記載の6大会を予定しています。区民大会の上位者は他地域との対抗戦にも出場しており、都筑区代表は県内で上位を争っています。

興味を持たれた方はこちらへご連絡、お問い合わせください。お待ちしております。

協会ホームページ：<https://www.tsuzuki-badminton.org/>

連絡先：事務局 持増（もちます） TEL 090-2677-3760



## 卓球協会



### 【区民卓球大会団体戦】

区民卓球大会の男女別団体戦等は年6回、都筑スポーツセンターで開催しています。各会員クラブは日々訓練に励み、技術の向上を目指しながら大会に臨んでいます。

当卓球協会は会員の皆様の技術の向上はもちろんですが、ケガなく、楽しく、健康で、明日の活力の一助を得られればと考えています。

### 【各種卓球教室とその他個人戦卓球大会】

小学生を対象の子ども卓球教室は夏休み期間中に、北山田と仲町台地区センターで「卓球を楽しむ」をモットーに、大人の卓球教室は各地区センター等で初心者から中級者までを対象に、開催しています。

仲町台地区センターと共催している個人戦卓球大会は9月と3月の年2回開催しています。各地区センター等の教室生を中心に、区民卓球愛好家や協会会員などが参加し、卓球を通じて地域の交流の場を提供しています。



区民大会団体戦



スキルアップ卓球教室ナイト

## テニス協会



テニス協会では、都筑区内の硬式テニスの普及と健全な発展のため、区民・区内にお勤めの方、協会加盟団体の皆さんなどを対象に、都筑区近郊の市営コートにて様々な大会を開催しています。

令和7年度は、優勝者等には区代表として横浜市の区対抗団体戦に参加していただく男女の各種ダブルス大会や、男女シングルの大会を四十代以上、五十代以上、六十代以上といった年齢別を含めて実施するとともに、ビギナーも参加できるワンデー・ミックスダブルス大会、チーム対抗の団体戦もあわせて開催しました。

さらに、緑区、青葉区のテニス協会と合同で三区内の青少年を対象としたジュニアトーナメントを開催し、熱戦が繰り広げられました。

そのほか、緑区テニス協会と共催で平日女子のMLT杯も実施しました。

今年度も表紙の行事予定表の大会開催を予定しています。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。



## サッカー連盟



サッカー連盟は、都筑区スポーツ協会に加盟し、グラウンド管理者や地域の皆さんの協力により、現在、少年・少女の部として区民大会を開催しております。区内小学生で構成されたサッカーチームの相互交歓と親睦を深め、青少年の健全育成を図ると共に、サッカーを通してスポーツの発展に寄与することを目的に運営しております。

令和7年度も、インフルエンザ等の感染症防止策を徹底して区長杯・会長杯と卒部大会（6年生対象）を軸に区民大会を進めて来ました。また、各チームから選出された都筑トレセンチームは北部4区（港北・緑・青葉・都筑）大会や各種選抜大会に参加しています。

女子の部においても、多くの区で結成され他区との試合が成立するようになり区を越えて対戦や交流試合をしております。

社会人の部及びシニアの部においては、登録参加チームが減少し、区民大会が開催出来るチーム数に至らず、現在は区民大会の開催を休止しています。（再開は未定）



都筑区選抜チーム



都筑ガールズ

## ゲートボール連合



令和7年度後半は天候不順の為、臨時の特別スケジュールにより競技を消化しました。特に夏季は、熱中症等の危機管理を最優先に考え、競技時間間隔を充分にとり水分補給・休憩に十分配慮した運営を心掛けました。

競技としては、連合春季・秋季区民大会、都田荏田老連親善リーグ戦、四区親善大会を実施出来ました。市・県連合の大会も順調に競技が開催され積極的に参加しました。

都田荏田老連親善リーグ戦は、年度初めの4月から猛暑の7・8月を除き試合を6カ月間に渡って開催しました。怪我人も熱中症患者もコロナ感染者も出ることなく無事にリーグ戦を終了しました。

連合春季区民大会は4月23日に、連合秋季区民大会は10月16日に開催しました。

四区親善大会は青葉区、港北区、都筑区、緑区の12チームが参加して、10月21日に緑区十日市場少年スポーツ広場にて開催され都筑区は3チームが参加しました。11月11日には、都田荏田老連主催『都田荏田老連競技大会』を区老連会員の参加に限定し開催して頂くことが出来ました。優勝チームは、次年度ネンリンピック大会横浜市予選会の出場資格を得ることが出来ます。

## 専門部紹介

### インディアカ協会

毎年、年3回の大会を開催しています。今年度は多方面で日頃から交流のある、区外のチームに声をかけることにしました。

7月には20チーム、11月には18チームの参加があり、たくさんのチームと対戦できました。大会終了後には『お楽しみ会』を企画しました。

ゲーム感覚で楽しめるように考えて、各チームが景品を持ってかえりました。そして8月には都筑区の登録チーム限定の審判講習会を行いました。

参加した人達に主審、副審をやってもらいホイッスルの吹き方、ハンドシグナルの仕方を注意したり、疑問に思っていることをその場で解決しました。



2月の大会も盛り上げていきます、久しぶりに参加チーム数が多かったので、運営は大変でしたが、参加してくれた人達が楽しかったと思えるような大会を来年度も考えたいです。

連絡先 加藤 正美

090-3694-0987

## 研修会「普通救命講習会」



令和8年3月22日(日)に都筑区役所6階に都筑消防署佐江戸消防出張所より吉屋所長を講師にお迎えし、胸骨圧迫/AEDの使用法や異物除去、止血について講義を受けました。

専門部から男女計21名が参加し、胸骨圧迫の正しい実施手順と心臓に電気ショックを与えるAEDの使い方等を実技の展示を交えながら教えていただきました。

普段からスポーツに接している参加者も人命救助に関わる研修となり、真剣に受講していました。その後、異物除去や止血についての講義も行われました。

講習会の終了後に「普通救命講習終了証」が同消防署から各人に手渡されました。

## 横浜元気 スポーツ・レクリエーションフェスティバル

令和7年10月26日(日)に都筑区スポーツセンターで開催しました。今回は専門部の中からサッカー、ゲートボール、インディアカの3団体が運営を担当し、区民の皆様に競技を体験していただきました。

### キックターゲット

距離別で設定されている赤いコーンめがけてサッカーボールをキックして倒します。

### ゲートボール体験



### インディアカ体験



毎年、専門部では趣向をこらした準備をしています。区民の皆様楽しんでいただける企画を練っていますのでぜひご参加ください。

## 令和7年度賛助会員企業・団体・個人等

都筑区スポーツ協会では、区内の自治会町内会、並びに協賛企業や個人の皆様からの会費、協賛金等をもとにして区民へのスポーツの普及・振興を図っています。(敬称略・順不同)

(株) エイアールシー	第一カーボン (株)	(株) 司興業	都筑区商店街連合会
愛の引越サービス	(株) ハートランド	(株) 貝塚造園	(株) 小野寺マーク製作所
大東建託 (株)	神奈川ロイヤル (株)	(有) 白馬産業	山崎製パン (株)
神奈川中央住宅 (株)	工藤建設 (株)	善友印刷 (株)	(有) ハセガワ企画
パナソニックペレシヨナルエクセレンス(株)	ラーメンうえむらや	三峯産業 (株)	医療法人建水会あすなろ
一般社団法人横浜北工業会	(株) ブラザーモーターズ	(有) サンケイ自動車	(株) 美濃屋あられ
五味淵鋼鉄 (株)	JA 横浜都田支店	JA 横浜都筑中川支店	北栄電機 (株)
(有) 佐久間商店	(有) 河野	(株) 東海リネンサプライ	マルハン都筑店
(株) 秀峯	日蓮宗 城根山 妙蓮寺	セブンイレブン牛久保東1丁目店	(有) 真剣堂
(有) 竹島防具店	横浜防具	おおくま不動産 (株)	(株) 横浜ジョインター
(有) アライ電器	(株) WAGON	(有) 串田商店	座間塗装店
吉野富雄	村田輝雄	栗原 靖	横手美枝子
千葉貴弘	佐々木敏春	都田剣友会	川和剣士会
佐江戸剣友会	加賀原剣友会	都筑警察署少年剣士会	都筑区サッカー親父の会
都筑区少年サッカー親父の会			
都筑区内自治会町内会	都筑区役所	横浜市スポーツ協会	都筑スポーツセンター
都筑区野球協会	都筑区少年野球協会	都筑区バレーボール協会	都筑区ソフトボール協会
都筑区ゲートボール連合	都筑区インディアカ協会		

### 令和7年度都筑区スポーツ協会役員名簿

会 長	吉野 富雄	理 事	前田 和廣	理 事	小田切 敦
副会長	黒崎 二男	理 事	横手美枝子	理 事	村田 輝雄
副会長	加藤 豊	理 事	佐藤 力	理 事	宮嶋真理子
副会長	森 芳則	理 事	石原 久嗣	理 事	須藤 健一
副会長	木伏 慎治	理 事	神原 正明	顧 問	長谷川琢磨
副会長	座間 伸一	理 事	小島 宏一	顧 問	市来栄美子
会 計	鈴木 信之	理 事	志田 政明	顧 問	磯部 尚哉
監 事	中山 敏明	理 事	星野 将行	顧 問	白井 亮次
監 事	栗原 晃司	理 事	平野 紀子	顧 問	深作 祐衣
理 事	原木 浩国	理 事	横手 隆	顧 問	敷田 博昭
理 事	宮内 康一	理 事	矢野 幸雄	顧 問	首藤 天信
理 事	宮本 毅	理 事	新井 宏次	顧 問	佐々田賢一
理 事	辻田むつ代	理 事	横山 謙一	事務局長	栗原 克人
理 事	村田 輝雄	理 事	栗原 信一		
理 事	持田 敏	理 事	大賀 教晶		

### スポーツレポート編集委員

編集委員長	鈴木 信之
編集副委員長	星野 将行
編集委員	
志田 政明	佐々木奈緒
小野寺百合子	新田 尚
野本 政和	矢野 幸雄
武田 俊一	黒川 善生
松浦 淳	横山 謙一
田中 裕子	

### 編集後記

都筑区スポーツ協会は、都筑区民の健康寿命の延伸を目指し、さまざまなスポーツイベントを通して、区民がスポーツへ参加できる機会を広げていきたいと考えております。都筑区のスポーツ人の輪に一人でも多くの方が加わって頂けたら幸いです。最後に、都筑区スポーツ協会の活動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

<印刷製本>

善友印刷株式会社  
横浜市都筑区東方町 412-1  
電話 (045) 471-0211  
FAX (045) 471-0311  
E-mail:  
info@zenyu.co.jp  
HP:https://zenyu-print.co.jp

### 都筑区スポーツ協会からのお知らせ

- 各専門部への加盟や区民大会に参加するには？  
各専門部の事務局等の連絡先に問い合わせ下さい。また、広報にも掲載されている場合がありますのでご覧下さい。
- 都筑区スポーツ協会に加盟するには？(加盟条件)  
2-1 国民スポーツ大会の種目であること (原則です)  
2-2 一競技一団体  
2-3 貴団体独自で区民大会の運営ができること  
2-4 団体会員数は概ね 150 名を超えていること
- 入会に必要な書類  
3-1 会則  
3-2 役員名簿  
3-3 加入クラブ名簿 (社会人・少年は別作り)  
3-4 貴団体の総会議案書  
(1) 事業報告 (前年に開催した各大会)  
(2) 決算書 (団体の前年度のもの)  
(3) 事業計画書 (該当年に開催する各大会)  
(4) 予算書 (団体の前年度のもの)

提出先 都筑スポーツセンター内

都筑区スポーツ協会事務局宛

都筑区池辺町 2973-1

## 山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 市民意見募集の概要

#### (1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

#### (2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト  
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

#### (3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

### 4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

### 5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課  
担当 武  
電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961  
メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

# 山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



## ● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

## ● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



公式マスコットキャラクター トククトク

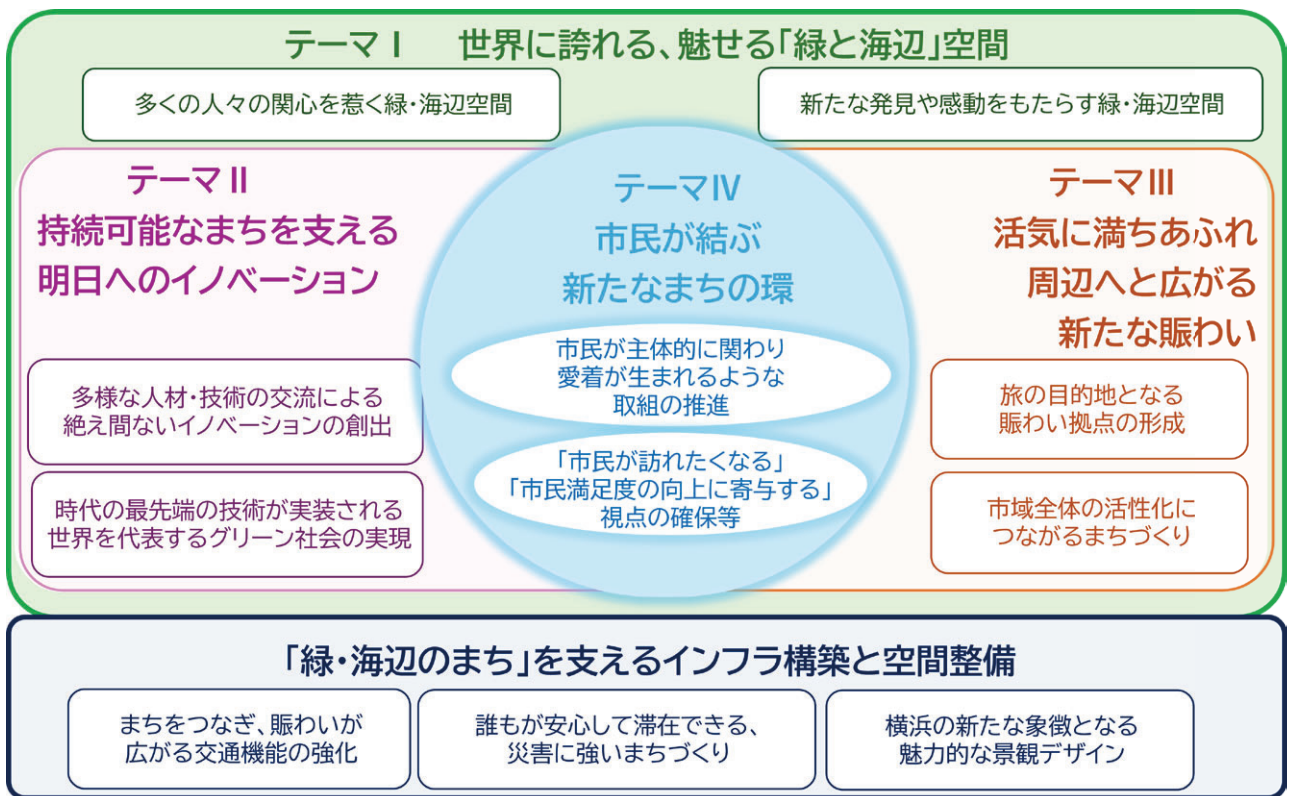
GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



## ● 山下ふ頭の将来像



【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

この中で、テーマI「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマII及びIIIを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

## ● 再開発のコンセプト NEW



# 事業の方針

## テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

### 取組方針1

#### 多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

### 取組方針2

#### 新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

## テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

### 取組方針1

#### 多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

### 取組方針2

#### 時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

## テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

### 取組方針1

#### 旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

### 取組方針2

#### 市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

## 方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

### 緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

### イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

### 賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

## テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

### 市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に來街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

### 市民参画のイメージ

注)写真はイメージです



出典:iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典:iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

## 「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

### 取組方針1

#### まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

### 取組方針3

#### 横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

### 取組方針2

#### 誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

## 交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から來街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

## 安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

## 景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

## エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

## 環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

## 教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。



## 山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

## 立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)  
～5月31日(日)

## ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

### ①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)  
【切手不要 当日消印有効】

### ②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードから  
アクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

## 提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

✂切り取り線✂

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

3112

差出有効期間  
令和8年5月  
31日まで  
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町  
6丁目50番地の10  
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

✂切り取り線✂



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】  横浜市 区  
 横浜市外
- 【年 代】  ~10歳代  20歳代  
 30歳代  40歳代  
 50歳代  60歳代  
 70歳代  80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局  
山下ふ頭再開発調整課  
令和8年4月作成  
TEL : 045-671-7314  
FAX : 045-550-4961

## ハザードマップの更新について【周知依頼】

### 1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。  
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしく申し上げます。

### 2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

### 3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所で配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

### 4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

（参考図）

項目	本市の対応
浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深）	現行のハザードマップに記載済
洪水予報等の伝達方法	
避難場所 ①	ハザードマップに追加記載
土砂災害警戒区域 ②	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ③	市ホームページに施設一覧掲載及びハザードマップに当該一覧の二次元コードを追加記載

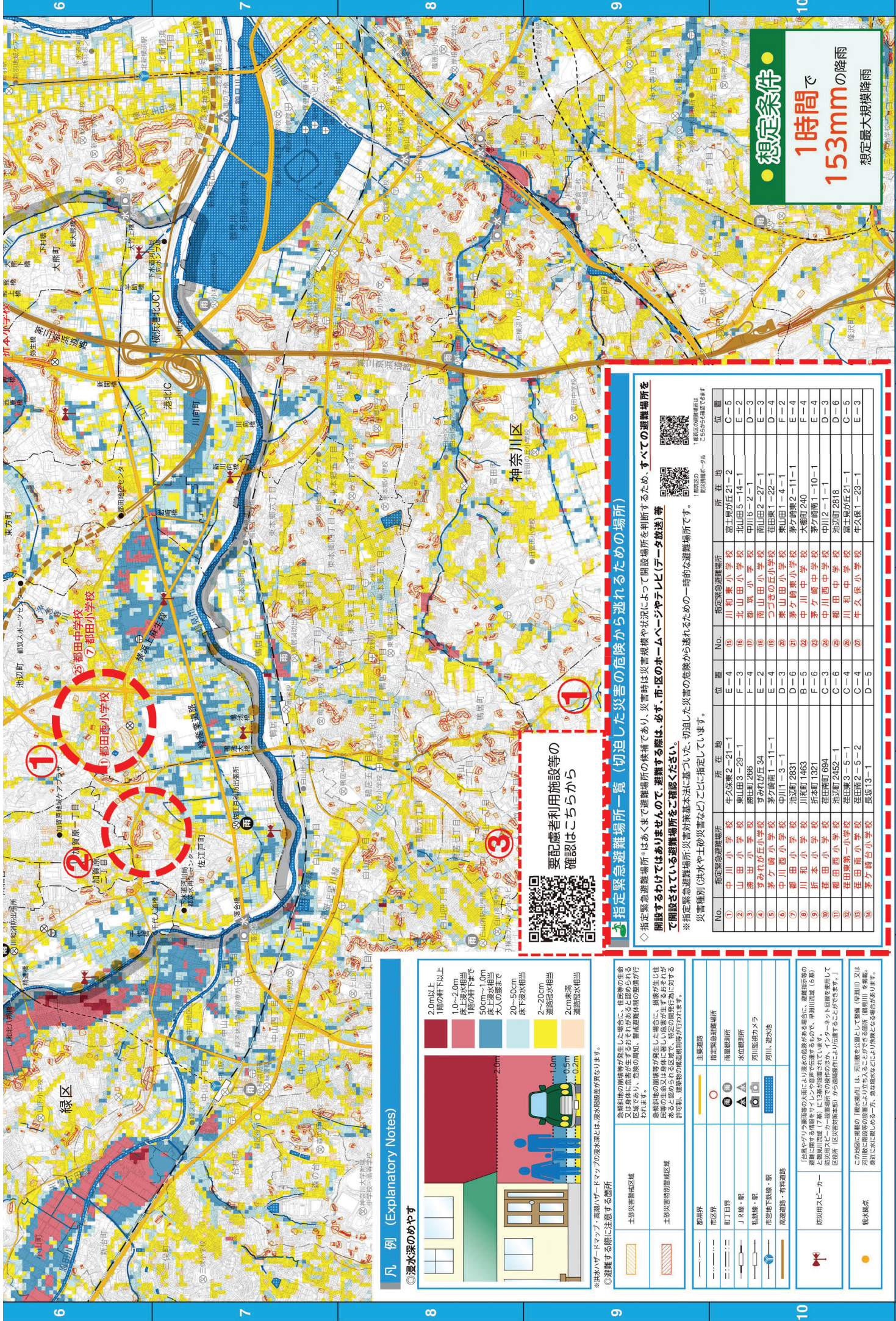
想定条件  
1時間で153mmの降雨  
想定最大規模降雨

指定緊急避難場所一覧（切迫した災害の危険から逃れるための場所）  
○指定緊急避難場所とはあくまで避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、すべての避難場所を開設するわけではありませんので、避難する際は、必ず、市・区ホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。  
※指定緊急避難場所（災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害個別（洪水や土砂災害など）ごとに指定しています。）

No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
①	富士見小学校	戸野町307	F-8	②	上野原の森小学校	上野原町1422	G-4
②	富士見小学校	神町129-4	E-7	③	東本小学校	上野原町1314-1	H-3
③	東本小学校	川崎町55-1	E-6	④	石くぬぎ小学校	川崎町1314-1	H-5
④	石くぬぎ小学校	石川町22-1	D-7	⑤	東本小学校	東本町	D-6
⑤	東本小学校	東町1-1	D-7	⑥	東本小学校	東町1-22-1	D-7
⑥	東本小学校	磯崎町1-10	E-6	⑦	磯崎小学校	磯崎町245	D-8
⑦	磯崎小学校	川崎3-14-1	E-6	⑧	東本小学校	東本町2-4-1	D-8
⑧	東本小学校	川崎町445	D-6	⑨	東本小学校	東本町1-1	D-5
⑨	東本小学校	川崎町1162	G-5	⑩	東本中学校	東本町1-100	F-6
⑩	東本中学校	上野原7-0	G-3	⑪	東本中学校	川崎町208	G-5
⑪	東本中学校	川崎町101-1	G-7	⑫	東本中学校	川崎町1163-2	D-6
⑫	東本中学校	梅ヶ丘1-13-1	E-7	⑬	東本中学校	梅ヶ丘2-6-1	D-7
⑬	東本中学校	東町22-1	D-5	⑭	東本中学校	東町43-7	B-4
⑭	東本中学校	上野原12-31-1	D-5				

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。



**想定条件**  
**1時間**で  
**153mm**の降雨  
 想定最大規模降雨

**指定緊急避難場所一覧 (切迫した災害の危険から逃れるための場所)**

指定緊急避難場所とはあくまで避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、すべての避難場所を開設するわけではありませんので、避難の際は、必ず、市区のホームページやテレビ(データ放送)等で開設されている避難場所をご確認ください。  
 ※指定緊急避難場所(災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害種別(洪水や土砂災害など)ごとに指定しています。)

No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
1	中川小学校	牛久保東2-21-1	E-4	15	川和東小学校	富士見が丘21-2	C-5
2	山田小学校	東山3-29-1	F-3	16	北山田小学校	北山田5-14-1	E-2
3	勝田小学校	東山17-268	F-4	17	都丸小学校	中川16-2-1	D-3
4	すみれが丘小学校	すみれが丘34	E-2	18	南山田小学校	南山田2-27-1	E-3
5	茅ヶ崎小学校	茅ヶ崎1-11-1	E-4	19	つづきの丘小学校	荏原1-22-1	D-4
6	中川西小学校	中川1-3-1	D-3	20	東山田小学校	東山田1-4-1	F-2
7	中川東小学校	池田2831	D-6	21	茅ヶ崎東小学校	茅ヶ崎東2-11-1	E-4
8	川和小学校	川和町1463	B-5	22	中川中学校	大塚町240	F-4
9	折本小学校	折本町1321	F-6	23	茅ヶ崎中学校	茅ヶ崎町1-10-1	E-4
10	都田小学校	池田町694	C-3	24	中川中学校	中川12-1-1	D-3
11	荏原第一小学校	池田2452-1	C-6	25	都田中学校	池田町2818	D-6
12	荏原第二小学校	荏原3-5-1	C-4	26	川和中学校	富士見が丘21-1	C-5
13	荏原南小学校	荏原2-5-2	C-4	27	牛久保小学校	牛久保1-23-1	E-3
14	茅ヶ崎南小学校	長原13-1	D-5				

**要配慮者利用施設等の確認はこちら**

**凡例 (Explanatory Notes)**

◎浸水深のめやす

※洪水ハザードマップ・高層ビルドマップの浸水深とは、浸水程度が異なります。

◎避難する際に注意する箇所

土砂災害警戒区域	危険箇所の倒壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の通知、警戒避難体制の整備が行われます。
土砂災害特別警戒区域	危険箇所の倒壊等が発生した場合に、損傷が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあることと認められる区域で、緊急の閉鎖行為に対する許可、建築物の構造等が強化されています。
都営界	主要道路
市界	指定緊急避難場所
町目界	雨雲警報
JR線・駅	水辺警報
私鉄線・駅	河川監視カメラ
市営地下鉄線・駅	河川、浸水地
高速道路・有料道路	

この地図は河川監視カメラの映像や河川水位の観測データに基づき、浸水危険度を予測しています。浸水危険度の高い地域は、浸水した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあることと認められる区域で、緊急の閉鎖行為に対する許可、建築物の構造等が強化されています。

この地図に標榜の「浸水危険」は、河川を公認として整備(河川川)又は河川(河川)に閉鎖の措置により立ち入り禁止となる箇所(河川)を、身元に関心のある方、居住者などにより危険となる場合があります。

## 緊急時情報伝達システムの運用に伴う連絡先登録・変更・削除について（依頼）

日ごろから、本市並びに都筑区の災害対策について御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

都筑区では、災害発生時に防災に関する情報やその他伝達すべき情報について、自治会町内会長等に提供するとともに、会長等からの情報を迅速に集約することを目的に、「緊急時情報伝達システム」を平成 28 年度に導入しました。

現在、主に連合町内会自治会会長、自治会町内会会長等に電話番号の御登録をいただいておりますが、新規登録や、会長の交代等による登録者の変更などございましたら、次のとおり御報告をお願いいたします。

### 1 御報告方法について

次のどちらかの方法で、御報告をお願いします。

- (1) スマートフォン等で、下記二次元コードをスキャンして必要事項の御入力をお願いします。



- (2) 別添様式に記入の上、E メール (tz-bousai@city.yokohama.lg.jp) 又は FAX (948-2208) にて御報告をお願いします。

### 2 緊急時情報受伝達システムの特徴

#### (1) 一斉伝達

ア 身近な情報伝達手段である「電話」を活用して、メールやインターネットを利用しない方にも一斉に情報を伝達します。

イ 特別な機器や操作は不要です。(固定電話、携帯電話)

ウ 区本部（区総務課）から、御登録いただいた電話に自動音声<sup>\*</sup>により情報を伝達します。

※自動音声イメージは、【資料】参照

#### (2) 一斉集約

区本部（区総務課）では、発信後の受信状況や、プッシュボタンを活用して得た受信者からの情報を把握、集約します。

(3) その他

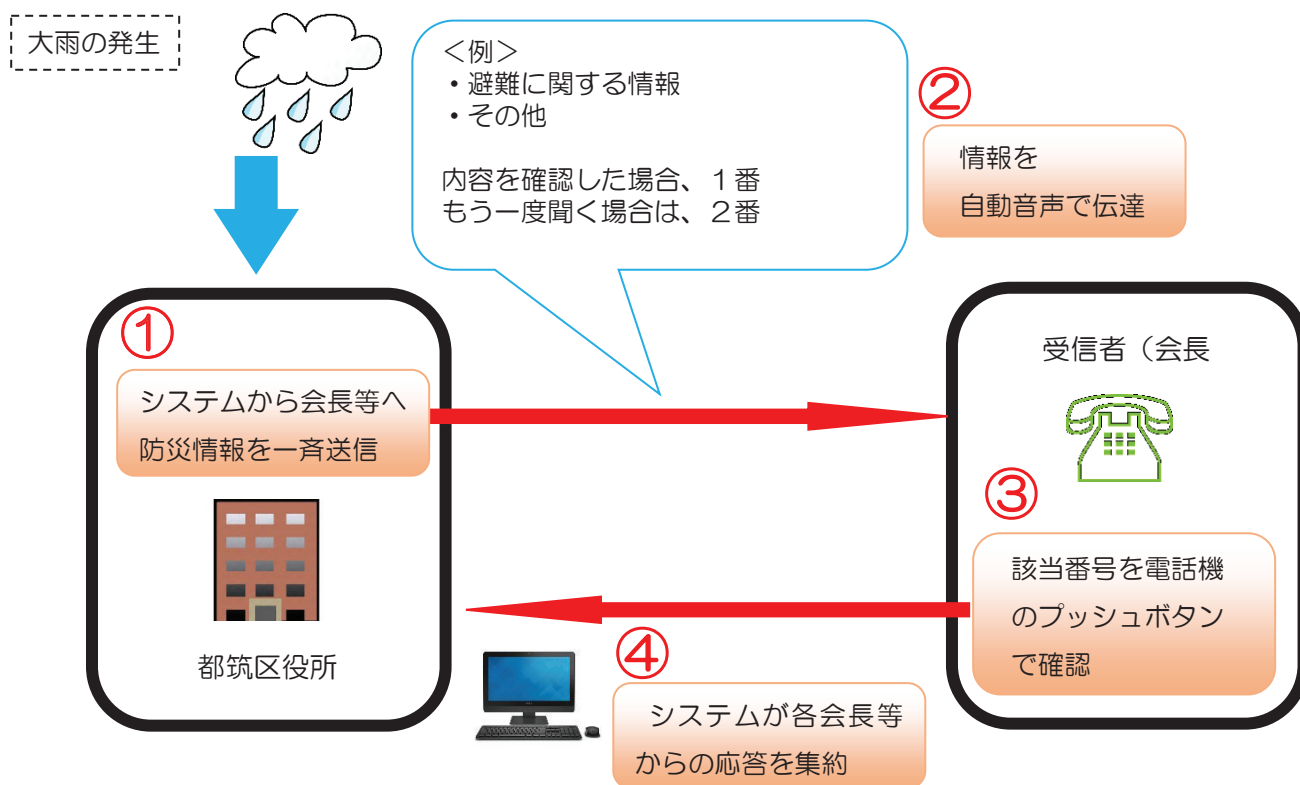
登録者は電話に出ることができなかつた場合、緊急時情報受伝達システムの番号に電話を掛け直すと、発信された情報を聞くことができます。

なお、掛け直すことによる通話料は発生しません。

3 緊急時情報受伝達システムにより伝達する情報

種別	情報伝達（集約）する内容
避難に関する情報	高齢者等避難、避難指示、避難所開設の情報
その他	自治会町内会長へ直接伝達すべき情報

4 緊急時情報受伝達システムの概要



※ 電話に出ることができなかつた場合

システムの番号に電話を掛け直すと、発信された情報を聞くことができます。

4 登録者（受信者）の対応について

登録者が、システムにより得られた情報を自治会町内会員等に周知することについては任意とします。

担当	都筑区役所総務課	末松、井出
電話	948-2212	
FAX	948-2208	
メール	tz-bousai@city.yokohama.lg.jp	

## 緊急時情報伝達システム 自動音声イメージ

(事象)	土砂災害警戒情報に伴う避難指示（即時避難）の場合
オープニング	「こちらは都筑区役所です。」
着信確認	「まずはじめに、#（シャープ）を押してください。」
メイン	<p>「 横浜市北部に土砂災害警戒情報が発表されたため、令和〇年〇月〇日〇時〇分、都筑区〇〇町の一部、〇〇町の一部に避難指示を発令しました。</p> <p>なお避難場所として、〇〇小学校と〇〇小学校を開設しています。</p> <p>引き続き、今後の気象情報に注意してください。」</p>
内容確認	「内容を確認できた方は1を押してください。」
エンディング	「以上、都筑区役所からのお知らせでした。」

## 緊急時情報伝達システム 電話番号登録・変更・削除届

連合町内会自治会名	
自治会町内会名	
役職	
氏名	
<u>(変更の場合は、前任者の氏名もご記載ください。)</u>	
自宅・携帯電話 ※お電話の繋がりやすい番号をご記入ください。	
備考	

## ○個人情報の取扱い

「都筑区緊急時情報伝達システム」の登録により収集しました電話番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、当該システムの利用目的に限り利用します。

登録：新規登録を行う場合（変更の場合を除く）

変更：前会長等が登録しており、役員交代等により登録者の変更を行う場合

削除：登録を削除する場合

担当	都筑区役所総務課	末松・井出
電話	948-2212	
FAX	948-2208	
メール	tz-bousai@city.yokohama.lg.jp	

緊急時情報伝達システム 電話番号登録・**変更**・削除届

連合町内会自治会名	横浜市役所連合町内会
自治会町内会名	都筑区役所総務課自治会
役職	自治会長
氏名	都筑 太郎
<u>(変更の場合は、前任者の氏名もご記載ください。)</u>	前任者：都筑 花子 (自治会の防災担当)
自宅・ <b>携帯電話</b> ※お電話の繋がりやすい番号を ご記入ください。	090-〇〇〇-〇〇〇〇
備考	

○個人情報の取扱い

「都筑区緊急時情報伝達システム」の登録により収集しました電話番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、当該システムの利用目的に限って利用します。

登録：新規登録を行う場合（変更の場合を除く）

変更：前会長等が登録しており、役員交代等により登録者の変更を行う場合

削除：登録を削除する場合

担当	都筑区役所総務課	末松・井出
電話	948-2212	
FAX	948-2208	
メール	tz-bousai@city.yokohama.lg.jp	

区連会 4 月定例会説明資料  
令和 8 年 4 月 21 日  
都 筑 区 総 務 課

連合町内会自治会長・自治会町内会長 各位  
システム登録者 各位

# 緊急時情報伝達システム 受伝達訓練のお知らせ

災害時等に迅速かつ的確な情報の受伝達を行うための、緊急時情報伝達システムによる受伝達訓練を次の日程で行います。

**令和8年5月29日(金)**

**午前 10 時 00 分頃に発信**

**対象：登録者 206 名（令和8年4月1日現在）**

## 対応手順

事前に御登録いただいた電話番号に情報が配信されますので、音声メッセージを確認の上プッシュボタンで御回答ください。

## 注意事項

訓練の際には、下記の2つの電話番号のうち、いずれかの番号から発信しますので、メッセージを確認した上で御回答ください。

なお、回答できなかった方は、着信履歴の番号に折り返し発信していただき御回答ください。

**電話 050-3187-7700 または 050-3187-8780**

非通知設定をされている方は上記番号の前に「186」を付けて発信してください。

担当 都筑区役所総務課  
末松、井出

電話 948-2212

FAX 948-2208

## 横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

○主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。  
○また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

#### ■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

●大成建設グループ  
魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー



提供：大成建設株式会社一級建築士事務所  
「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。

●明治安田生命保険相互会社  
にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー



来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

■特別協力パートナー

- ・日本財団

■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



#### 4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つのVillageで地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

### 横浜市からの発信（市出展）



### 【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切にする様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

### 【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

## 5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの姿を通じて、循環型都市の実現に向けた取組を発信していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

## 6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」、スペシャルなウィークを会場全体で展開します。



(イベントのイメージ)

## 7 チケットについて

### (1) 販売場所

#### ①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



#### ②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭

##### 【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター  
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター  
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

### <紙チケットデザイン>



表面



裏面

### (2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

#### 【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担当 中島、橋本  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

## いよいよ1年後に開催！ ノースポート・モールや駅前広場の装飾等 都筑区から GREEN×EXPO 2027 をさらに盛り上げます

2026年3月19日（木）に、GREEN×EXPO 2027 は開催1年前の節目を迎えます。

これを契機に、都筑区ではノースポート・モールや駅前広場をはじめとした区内の装飾や、ボッシュホールでのイベントの開催など、多様な取組を展開し、区民の皆様にもますます身近に感じていただける場をさらに広げます。

### 取組1 ノースポート・モールで GREEN×EXPO 2027 を発見！館内を装飾します

年間を通じて多数のイベントを開催している都筑区内の大型商業施設「ノースポート・モール」の館内に、GREEN×EXPO 2027 のデザイン装飾を展開します。

(1) 館内柱（2階エントランス付近）

【実施内容】柱ラッピング（巻き付け広告）

【掲出開始日】3月11日（水）までに設置

(2) のすばぱーく（B1階）

【実施内容】ポスターパネル掲出

【掲出開始日】3月11日（水）までに設置

※内容は変更となる場合がございます。



<柱ラッピングデザインイメージ>

(参考) ノースポート・モール

所在地：神奈川県横浜市都筑区中川中央1丁目25-1

営業時間：●ショッピングフロア、3Fフードコート 10:00～21:00

●5Fレストラン 11:00～22:00※一部店舗により異なる

公式HP：<https://northport.jp/>

アクセス：横浜市営地下鉄「センター北」2番出口を出てYOTSUBAKOを通り徒歩1分



※都筑区とノースポート・モールを運営する東急不動産株式会社、東急不動産 SC マネジメント株式会社は連携協定を締結し、地域課題の解決やより一層の活性化を目的にさまざまな取組を進めています。今回の取組はこの協定の一環として実施します。

裏面あり



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



## 取組2 都筑区の街なかをさらに GREEN×EXPO 2027 でいっぱい彩ります

センター南駅前のすきっぷ広場に横断幕を設置します。さらに、既に横断幕やフラッグで彩られているセンター北駅前、センター南駅前に加え、仲町台駅前、都筑ふれあいの丘駅前、また、区内の歩道橋10か所目となる川和町駅歩道橋にも横断幕を設置し、街なかをより一層 GREEN×EXPO 2027 で彩ります。

【掲出開始日：3月5日（木）】



<すきっぷ広場設置イメージ>

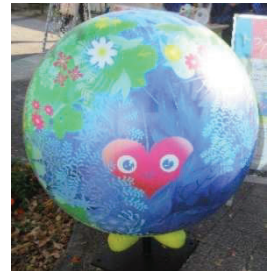
## 取組3 ボッシュ ホールにフォトスポットを設置

ボッシュ ホール（都筑区民文化センター）に、公式マスコットキャラクター「トゥンクトゥンク」と写真が撮れるフォトスポットを設置します。背景には、都筑区の美しい自然を感じられるバックパネルもご用意しています。

ボッシュ ホールへお越しの際は、ぜひご家族やご友人と一緒に記念撮影をお楽しみください。

【設置開始日】3月15日（日）

【設置場所】ボッシュ ホール1階



<立体オブジェも設置します！>

## 取組4 都筑 DREAM & Culture FESTIVAL 2026 に参加して缶バッジをゲット！

今年3月に開館1周年を迎えるボッシュ ホールで、開館記念イベント「都筑 DREAM & Culture FESTIVAL 2026」を開催します。開館1周年を記念した本イベントは「花」がテーマとなっており、会場受付にてご来場の皆様にトゥンクトゥンクがデザインされた缶バッジをプレゼントします。

※限定1000個 在庫がなくなり次第配布終了となります。

【日時】3月15日（日）

ホールの部：10:00～16:00

プラッツの部：10:00～16:30

【会場】ボッシュ ホール、全天候型広場（プラッツ）

【主催】ホールの部：ボッシュ ホール、都筑区

プラッツの部：ボッシュ ホール、都筑ダイバーシティ  
スポーツイベント実行委員会



イベントの  
詳細はこちら



<去年のイベントの様子>



缶バッジ  
イメージ

## 取組5 地域の力で GREEN×EXPO 2027 を盛り上げる応援イベント「ネモフィラ祭」

区内の緑化活動団体による GREEN×EXPO 2027 応援イベント「ネモフィラ祭」が開催されます。イベントでは、GREEN×EXPO 2027 の会場で体感できる「自然と人が共存する暮らしの心地よさ」を感じられるような、地域ならではの企画が展開されます。

【日時】4月11日（土）10:00～15:00

【会場】早淵川・老馬谷ガーデン

（都筑区中川三丁目早淵川沿い鍛冶橋付近）

【主催】早淵川・老馬谷ガーデン運営会

【共催】都筑区、東京都市大学

【内容】ワークショップ、ガイド付き散策など



団体の詳細  
はこちら



<早淵川・老馬谷ガーデンのネモフィラ>



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

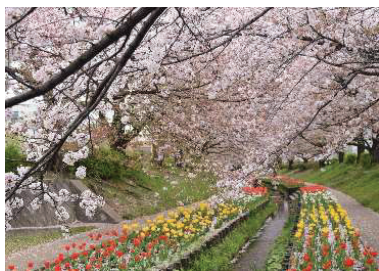
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



## 取組 6 江川せせらぎ緑道とセンター南広場の花壇に看板を設置

江川せせらぎ緑道とセンター南広場内の花壇に PR 看板を設置します。

- (1) 江川せせらぎ緑道 【掲出開始日】 3月13日(金)までに設置
- (2) センター南広場内の花壇 【掲出開始日】 3月6日(金)までに設置



<江川せせらぎ緑道>



<センター南広場の花壇>



<看板イメージ>

## 取組 7 都筑区役所の1階エスカレーターが GREEN×EXPO 2027 デザインに！

都筑区役所の1階エスカレーターのガラス面を、GREEN×EXPO 2027 デザインに装飾します。

【掲出開始日】 3月6日(金)



<デザインイメージ>



<ラッピング箇所(ガラス面)>

## 取組 8 GREEN×EXPO 2027 の“わくわくピック”、つづき彩りガーデンで展示中！

11月に開催された「eco チャレ 2025」のイベント内で、こどもたちに「GREEN×EXPO 2027 で楽しみたいこと」をピックに自由に書いてもらいました。本日より、そのピックをつづき彩りガーデンにて展示します。

なお、ピックは雨風などの天候やガーデンの状況により、一定期間経過後に撤去させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。



<展示中のピック>

## 取組 9 YouTube でトゥンクトウクの動画広告を配信します。

より多くの方に GREEN×EXPO 2027 を認知いただくとともに、公式マスコットキャラクター「トゥンクトウク」の魅力を発信するため、都筑区エリアを対象に、YouTube で動画広告を配信します。

【広告配信期間】 3月1日(日)～3月21日(土)

### お問合せ先

(取組1、5～9について)	都筑区 区政推進課長	橋本 育世	Tel 045-948-2220
(取組3、4について)	都筑区 地域振興課長	須藤 健一	Tel 045-948-2230
(取組2について)	都筑区 都筑土木事務所副所長	矢口 明	Tel 045-942-0606



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



## 自治会町内会の魅力アップ・課題解決を支援

# 「都筑スタイル+（プラス）都筑の自治会町内会応援事業」について

都筑区では、125の自治会町内会が地域のために多様な活動を展開しています。区役所では、自治会町内会の皆様のご協力のもと、令和5年度から3年間、「担い手育成」や「広報のデジタル化」などの課題解決や、自治会同士の学び合い、多様な地域活動団体との連携促進を目的に「都筑スタイル」としてモデル事業に取り組んできました。その結果、実際の取組や新たな連携につながるなど、多くの事例を創出する成果を上げることができました。

こうした取組の成果や、自治会町内会の皆様からのご意見を踏まえ、令和8年度からは従来の『都筑スタイル 都筑の自治会町内会応援事業』を発展させ、交流・連携・伴走支援を強化した『都筑スタイル+（プラス）』として、4つの項目から総合的な支援を実施します。

### （1）自治会町内会交流ラボ（年4回（6月・8月末・11月末・3月）開催予定） **NEW!**

参加者が、共通の悩みや関心事項をテーマに学び、気軽に少人数で意見交換できる機会を設けます。身近な実践者や同じ悩みを抱える自治会同士の交流を深め、横のつながりを作ります。

第1回実施日：6月13日（土）10時～12時@区役所1階区民活動センター

テーマ：「「伝わる・つながる」LINE公式アカウント活用のコツ」

2回目以降のテーマ（予定）：「防災」「マンション自治会」「AI活用」など

### （2-1）アドバイザー派遣（6月～）

個々の自治会町内会のニーズや課題に合わせて選定した専門家が、ご希望の日時・場所で、個別に事例紹介やアドバイスなどを行います。（先着順4地区） ※6月募集開始予定

### （2-2）イベント実施サポート（6月～）

（2-1）によるアドバイザーからの助言やコンサルティング等を通じて創出された「新たにやってみよう取組やイベント」を専門スタッフのサポートまたは支援金の活用でお試し実施。今後の本格実施につながります。

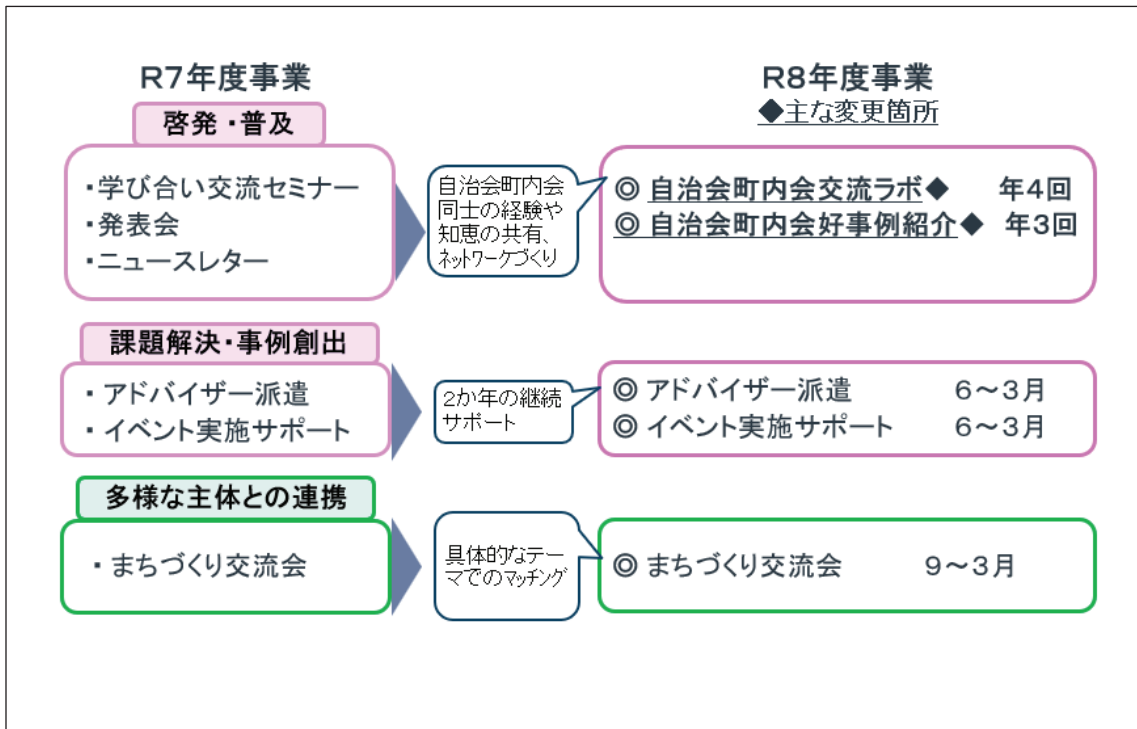
### （3）まちづくり交流会（9月～） ※マッチング会を9月下旬開催予定

区内の自治会町内会と地域活動団体のつながりづくりを目的として、対面によるマッチング機会の提供を行います。 ※地域活動団体からのテーマ募集を4月下旬から実施し、7月区連会で詳細を周知します。

### （4）自治会町内会好事例紹介（仮）（年3回） **NEW!**

自治会町内会活動や地域活動団体が新たな取組に挑戦している様子取材し、区内の自治会町内会へお伝えします。（WEB掲載など）

## 事業イメージ図（前年度内容との比較）



詳細は、都筑区ホームページで随時お知らせします→



令和8年度  
第1回

# 都筑スタイル+ 自治会町内会交流ラボ

自治会活動をもっと楽しく！クリエイティブに！  
都筑スタイル+  
都筑の自治会町内会応援事業

交流ラボとは…共通の悩みや関心事をテーマに学び、気軽に意見交換できる場です。  
交流を通じて、これからの自治会活動のヒントを見つけてみませんか？

## 「伝わる・つながる」 LINE公式アカウント活用のコツ

- 1.自治会活動がもっと伝わる、参加が広がるLINE活用のポイント
- 2.少人数グループでの交流・意見交換  
(導入前の悩みや不安、運用して良かったこと、失敗から学んだこと)
- 3.交流を通じたネットワークづくり



講師：頼 栄明  
(株)LOCAL JAPAN

新しい担い手に  
つながる発信をしたい

何から始めれば  
いいか知りたい

身近な事例を  
知りたい

行事や活動をもっと  
知ってもらいたい



日時

令和8年6月13日(土)

10時～12時

場所

都筑区役所 1階区民活動センター

■受講対象者・定員10~20名程度(先着順)

無料

区内の自治会町内会で

- LINE公式アカウントをすでに導入し運用している方
- これから導入を検討している方
- 今後の活用に興味・関心のある方

■申込方法

横浜市電子申請システムまたは申込書に必要事項を  
記入の上、締め切りまでにお申し込みください。

■電子申請システム

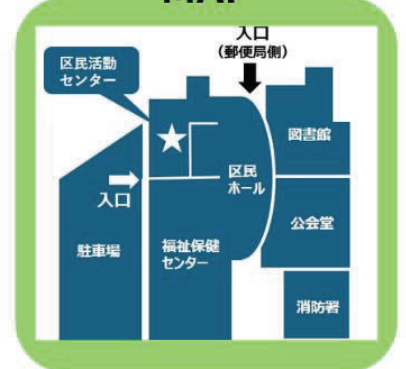
右の二次元コードを読み込んでください。

申込締切：6月9日(火) 17時

お申込み



MAP



• いただいた個人情報は、「都筑の自治会町内会応援事業」の目的のみに使用します。  
• 当日の様子を撮影し、ホームページなど「都筑の自治会町内会応援事業」の広報に使用する可能性がありますのでご了承ください。

# 6/13 都筑スタイル+ 自治会町内会交流ラボ申込書

申込期限:6月9日(火)17時

【申込先】都筑区地域振興課地域力推進担当

□FAX: 948-2239

□持 参: 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号  
地域振興課窓口(5階 54 番窓口)

連合町内会自治会名

または

自治会町内会名

【必須】 代表者 (申込者1)	氏名 (ふりがな)	( )
【任意】 申込者2	氏名 (ふりがな)	( )
【必須】 代表者電話番号	—	—
【任意】 代表者 Eメールアドレス		@

都筑区自治会町内会 会長 各位

都筑区連合町内会自治会  
会長 吉野 富雄

## 令和8年度都筑区自治会町内会長研修について

向暑の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

本研修について、昨年度に実施したところ参加された皆様からご好評をいただきましたので、本年度も内容を改訂してアップいたします。

主に新任、または就任から2～3年目の自治会町内会長を対象に、自治会町内会の概要や行政からの支援制度など、自治会町内会の基本的な内容をご紹介しますことで、安心して自治会町内会運営を行っていただくことを目的に内容を組み立てています。

本年度は、皆様からのご要望にお応えし、区長ならびに吉野区連合町内会長による「肉声メッセージ」も盛り込んだ内容としております。

是非、ご視聴くださいますようお願い申し上げます。

### 1 対象者

今年度の新任会長、自治会町内会長経験が2～3年目の方を中心に、受講を希望される連合町内会自治会長・自治会町内会長、役員 等

### 2 研修内容

『新任自治会町内会長のためのスタートガイド』（約20分）

内容：自治会町内会の活動内容や行政との関係、知っておきたい5つのポイント、自治会町内会への支援制度（補助金等）のご紹介等

### 3 開催方法

YouTubeによる配信を行いますので、下記URLまたは二次元コードからアクセスしてください。また、資料は都筑区連合町内会自治会ホームページに掲載します。

#### ●YouTube

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLNVjfVKTqKsIGsJLFMvVmxToSVfGQR314>



#### ●資料掲載先

<https://tuzuki-kurenkai.net/document/kenshu/index.html>



裏面あり

#### 4 配信期間

令和8年4月22日（水）9時00分 ～

#### 5 受講後アンケートへのご協力をお願い

今後、よりよい研修にしていくため、視聴後はアンケートに御協力をお願いいたします。

●アンケートフォーム：



#### 6 その他

内容に関するご質問やそのほか自治会町内会に関するご相談につきましては、下記Eメールまたは窓口で承ります。

担当 都筑区連合町内会自治会事務局 村尾・藤井  
(都筑区役所地域振興課)

電話：948-2231

FAX：948-2239

Email:tz-kurenkai@city.yokohama.lg.jp

# 令和8年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

## 目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

## 期間

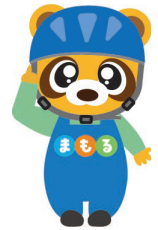
令和8年5月1日（金）～5月31日（日）の1か月間

## スローガン

自転車も のれば車の なかまいる

## 重点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上、交通反則通告制度（青切符）の周知
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底



横浜市交通安全キャラクター  
まもる

### ◆◆令和7年中の自転車事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	関連事故 件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
横浜市	7,240	42	8,140	1,613	6	1,472
前年	7,263	40	8,321	1,530	5	1,430
前年比	-23	2	-181	83	1	42
構成率				22.3%	14.3%	18.1%
神奈川県	21,324	139	24,463	5,477	15	5,176
前年	20,750	109	24,123	5,002	13	4,758
前年比	574	30	340	475	2	418
構成率				25.7%	10.8%	21.2%

### 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



**全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています**

道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約5割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

横浜市交通安全対策協議会

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメットの着用及び家族等がヘルメットの着用を促すよう周知啓発を推進します。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

## 警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

## 教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課  
電話045(671)2323

知っていますか?

# 自転車の違反に 青切符導入!

取り締まりの対象年齢は

**16**歳以上!

## 交通反則通告制度

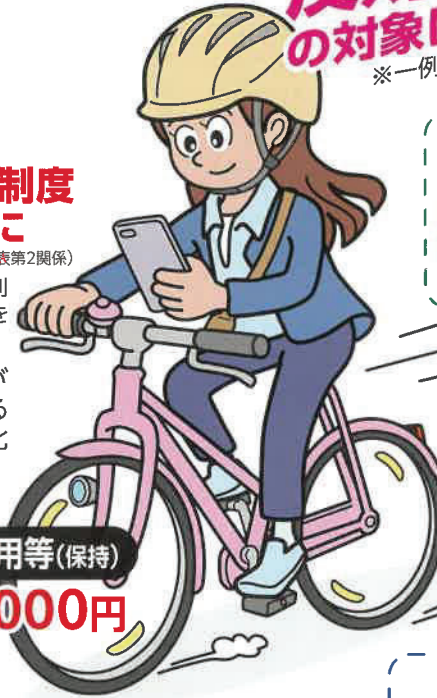
### 自転車等に対する交通反則通告制度 (「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

こんな違反は  
**反則金**  
の対象に!!  
※一例を記載



携帯電話の使用等(保持)

反則金 **12,000円**

遮断踏切立ち入り

反則金 **7,000円**



並進



二人乗り

反則金 **3,000円**



無灯火



イヤホンの使用

※必要な音が聞こえないなどの場合

反則金 **5,000円**

車道の右側通行

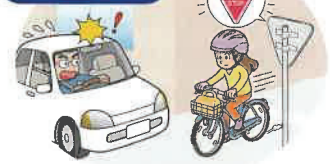


信号無視  
(赤色等)



反則金 **6,000円**

一時不停止



走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

車両の運転者としての自覚と責任を持ち、今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう。

警察官の指導や警告を受けた場合は  
すみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。

取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所等重点的に実施されます。

自転車の基本的なルール  
「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。



# 自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額 (円)
携帯電話使用等(保持)		注1 12,000
放置 駐車 違反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 12,000 高齢運転者等専用場所等以外 10,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 11,000 高齢運転者等専用場所等以外 9,000
	遮断踏切立入り 7,000	
	速度 超過	
25km以上30km未満		12,000
20km以上25km未満		10,000
15km以上20km未満		7,000
15km未満		6,000
駐 停 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 9,000 高齢運転者等専用場所等以外 7,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 8,000 高齢運転者等専用場所等以外 6,000
	信号無視	
	赤色等 点滅	
赤色等 点滅		6,000
		5,000
通行区分違反		
追越し違反		
踏切不停止等		
交差点安全進行義務違反		6,000
環状交差点安全進行義務違反		
横断歩行者等妨害等		
安全運転義務違反		
通行禁止違反		
歩行者用道路徐行違反		
歩行者等側方通過義務違反		
急ブレーキ禁止違反		
法定横断等禁止違反		
路面電車後方不停止		
優先道路通行車妨害等		
環状交差点通行車妨害等		
徐行場所違反		
指定場所一時不停止等		
幼児等通行妨害		5,000
安全地帯徐行違反		
被側方通過車義務違反		
通行帯違反		
道路外出右左折合図車妨害		
指定横断等禁止違反		
車間距離不保持		
進路変更禁止違反		
追い付かれた車両の義務違反		

反則行為の種類		反則金の額 (円)
乗合自動車発進妨害		
割込み等		
交差点右左折等合図車妨害		
交差点優先車妨害		
緊急車妨害等		
交差点等進入禁止違反		
無灯火		
減光等義務違反		
合図不履行		注2
合図制限違反		注2
警音器吹鳴義務違反		注2
乗車積載方法違反		
軽車両整備不良		
自転車制動装置不良		注1
泥はね運転		
転落等防止措置義務違反		
転落積載物等危険防止措置義務違反		
安全不確認ドア開放等		
停止措置義務違反		
公安委員会遵守事項違反		
通行許可条件違反		
歩道徐行等義務違反		注3
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左折方法違反		
交差点右左折方法違反		
環状交差点左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反		注3
警音器使用制限違反		

令和8年4月1日施行



注1 「携帯電話使用等(保持)」「自転車制動装置不良」は自転車を対象

注2 「合図不履行」「合図制限違反」「警音器吹鳴義務違反」は自転車以外の軽車両を除く

注3 「歩道徐行等義務違反」「自転車道通行義務違反」は普通自転車を対象

**もし、事故を起こしたり  
事故にあったら…**

負傷者がいる場合には何より先に救護にあたり、迷わず119番通報をして救急車を呼びましょう。  
二次災害を防ぐため、安全を確保してから110番通報して警察に連絡しましょう。

## 自治会町内会館整備について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、補助対象となる自治会町内会については、令和 9 年度予算確定後、その範囲内において決定させていただく予定です。

※ 公園集会所の整備を予定している団体についても、同様の申出をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

### 3 制度について

#### （1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



#### （2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m <sup>2</sup> かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

#### 4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和8年7月6日（月）

#### 5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

#### 6 その他

(1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

(2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

(3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 大内（康）

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

**自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。**

## ◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

#### 【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の前年度予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

## 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員のお個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

## ◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



## 地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【情報提供】

### 1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（※現在、夜間や休館日(年末年始等)にコールセンター(看護師等)で対応中。）

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 窓口相談時間変更の概要

【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター



【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。（日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。）
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間(部屋の貸出)は、これまでどおり、変更はございません。

担当 都筑区福祉保健課 鈴野・中川

TEL:045-948-2345

E m a i l:tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp